広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

## 広島県条例第五号

## 広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

広島県個人情報保護条例 (平成十六年広島県条例第五十三号) の一部を次のように改正

改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

3―7 (略)  8 この条例において「事業者」とは、法人その他の団体(国、独立行政法人等の保育する個人情報の保護に関する法法人等の保有する個人情報の保護に関する法法人等の保有する個人情報の保護に関する法法人等の保有する個人情報の保護に関する法法人等の保育する個人情報の保護に関する法法人等の保育する個人情報の保護に関する法法人等の保育する個人情報の保護に関する法法人等の保育する個人情報の保護に関する法法人等の保育する場合では、法人等	3―7 (略) コーラー (略) コーケー (略) ステラック (では、は人をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及びに渡波第二条第九項に規定する独立行政法人保護法第二条第九項に規定する独立行政法人等(個人情報の他の団体(国、独立行政法人等(個人情報の他の団体(国、独立行政法人等(個人情報の他の団体(国、独立行政法人等)の他の団体(国、独立行政法人等)の他の団体(国、地方の法人等)がある。
とよるの除す五寸切声	ととなるものを含む。) ととなるものを含む。) ととなるものを含む。) に、若しくは記録され、又は識別符号(個人情報の保護にでいう。以下同じ。定する個人が識別され、又は識別を除く。)をいう。以下同じ。にずる個人が識別符号(個人情報の保護にして、著しくは記録され、又は音声ととなるものを含む。)
なる記録をいう。以下がおける記録をいう。以下が大式、磁気的方式を等(文書、図画若しいでは認識することができまれる氏名、	れて的等報 記は方。に
改正前	改正後

| 二 前号に掲げるもののほか、|| | 第三十八条 (略) | (この章の適用除外)

法律の規定に

| 二 前号に掲げるもののほか、| 第三十八条 (略) (この章の適用除外)

法律の規定に

2

とされている保有個人情報関する法律第四章の規定が適用されないこより行政機関の保有する個人情報の保護に

2

則

この条例は、 令和四年四月一日から施行する。